

釧路地区林野火災予消防対策協議会規約

(趣旨)

第1条 本規約は、釧路地区林野火災予消防対策協議会（以下「協議会」という。）の開催に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、北海道地域防災計画に基づき、各関係機関が協調して釧路総合振興局管内における林野火災予消防対策の円滑な推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の事項に係る協議、情報交換等を行う。

- (1) 林野火災の予防対策に関すること
- (2) 林野火災の消防対策に関すること
- (3) その他協議会の目的達成のため必要な事項に関すること

(構成)

第4条 協議会は別表に掲げる機関をもって構成する。

(開催方法)

第5条 協議会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて、随時開催することができる。

(庶務)

第6条 協議会の召集、開催等の庶務は、釧路総合振興局産業振興部林務課において処理する。

付 則

この規約は、平成10年 3月11日より施行する。

この規約は、平成14年 3月15日より施行する。

この規約は、平成16年 4月 1日より施行する。

この規約は、平成17年 3月18日より施行する。

この規約は、平成18年 3月10日より施行する。

この規約は、平成21年 3月13日より施行する。

この規約は、平成23年 3月 8日より施行する。

この規約は、平成26年 3月19日より施行する。

この規約は、平成29年 2月28日より施行する。

(別表)

釧路地区林野火災予消防対策協議会構成員

区 分	構 成 員
国の機関	○釧路地方気象台 ○根釧西部森林管理署 ○陸上自衛隊釧路駐屯地第27普通科連隊 ○釧路開発建設部 ○釧路財務事務所 ○北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所
国立大学法人	○京都大学フィールド科学教育研究センター北海道研究林
市町村	○釧路市 ○釧路町 ○厚岸町 ○浜中町 ○標茶町 ○弟子屈町 ○鶴居村 ○白糠町
消防署・消防組合	○釧路市消防本部 ○釧路東部消防組合 ○釧路北部消防事務組合
林業関係者	○釧路地区森林組合振興会 ○栄林会釧路、根室支部 ○(一社) 釧路地方林業会
北海道の機関	○北海道警察釧路方面本部 ○十勝総合振興局(森林室) ○釧路総合振興局(森林室、釧路建設管理部、地域創生部危機対策室)
事務局	○釧路総合振興局産業振興部林務課